

屋久島世界遺産地域における高層湿原保全対策検討会設置要綱（案）

（目的）

第 1 条 屋久島世界遺産地域の高層湿原「花之江河」及び「小花之江河」を適切に保全するため、屋久島世界遺産地域科学委員会の助言を得ながら、登山道やヤクシカの高層湿原に対する影響等を検証し、その結果を踏まえた実効性の高い保全対策の検討を行うため、学識経験者等による「屋久島世界遺産地域における高層湿原保全対策検討会」（以下、「検討会」という。）を設置する。

（検討事項）

第 2 条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- （1）高層湿原の保全対策に関する事項
- （2）高層湿原のモニタリング調査に関する事項
- （3）その他高層湿原の保全のために必要な事項

（構成）

第 3 条 検討会は、九州森林管理局長が委嘱した委員及び屋久島世界遺産地域連絡会議の構成機関により構成する。

- 2 屋久島世界遺産地域科学委員会の委員は、オブザーバーとして検討会に出席することができるものとする。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、委嘱した日から、次の年度末まで~~その年度末まで~~とする。

（運営）

第 5 条 検討会は、座長が招集し、議事進行を行う。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、必要に応じて、委員以外の有識者等に対し、オブザーバーとして検討会への出席を求めることができる。
- 4 座長は、自らが検討会に出席できない場合、委員の中から座長代理を指名することとする。
- 5 検討会は、原則として公開とし、議事については議事要旨を公開するものとする。なお、資料についても原則公開とするが、公開することが不適切であると座長が判断したものについては、非公開とする。

（事務局）

第 6 条 検討会の事務局は、九州森林管理局に置く。

（その他）

第 7 条 上記に定めのない事項で、検討会の運営に必要なものについては、別に定める。

（附則）この要綱は、平成 30 年 9 月 21 日から施行する。

（附則）この要綱は、令和元年 6 月 4 日から施行する。

【検討会構成】

○検討委員

下川 悦郎	鹿児島大学 名誉教授 (科学委員会委員)
井村 隆介	鹿児島大学共通教育センター 准教授 (科学委員会委員)
百原 新	千葉大学大学院園芸学研究科 教授
寺本 行芳	鹿児島大学農学部 砂防・森林水文学研究室 准教授

○行政機関

環境省九州地方環境事務所
林野庁九州森林管理局
鹿児島県
鹿児島県教育委員会
屋久島町